

(仮称) 市営若草住宅への再生可能エネルギー導入等検討に  
係る連携事業者募集要項

令和 5 年 2 月

尼崎市経済環境局環境部環境創造課

**問い合わせ及び書類等提出先**

尼崎市経済環境局環境部環境創造課（市役所本庁舎中館 9 階）  
住 所：〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号  
電 話：06-6489-6301  
F A X：06-6489-6300  
E-mail：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

## 1 事業名

(仮称) 市営若草住宅への再生可能エネルギー導入等検討事業

## 2 事業目的

地域への最大限の再生可能エネルギー導入と、電力を地産地消することによる CO2 排出量の削減効果や、自立分散型エネルギーシステムの構築による災害時のエネルギー供給におけるレジリエンスの強化を目的とする。

従来の大規模集中型のエネルギーシステムは、災害時の大規模停電の可能性や送電ロスといったエネルギー供給における課題があったことから、小規模な地域内の再生可能エネルギーを活用してエネルギーを地産地消できる自立・分散型エネルギーシステムの構築等により、これらの課題を解決する手法のひとつである地域マイクログリッドの構築等を目指すものである。

こうした取組は全国的にも先進的な取組であり、まだ普及段階には至っていないことから、本市においてもまずは令和 5 年度に実現可能性や費用対効果等について検討を行う。対象地域としては、屋上への太陽光発電設備の導入ポテンシャルが高い(仮称)市営若草住宅が新築される機をとらえ、周辺に公共施設が集中しているという利点を活かして、まずはモデル的に(仮称)市営若草住宅周辺地域での導入を検討することとする。

自立・分散型エネルギーシステムの構築検討には、一般送配電事業者との調整や運用上の関連法規への対策等検討すべき課題が多く、専門的な知識、技術を要することから民間事業者の協力を得ながら事業を実施することとする。この要項は、事業者による広い視点での提案を求めるとともに、本市と連携し本事業を推進するための技術力や実績等を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 3 事業の概要

(仮称)市営若草住宅周辺地域への最大限の再生可能エネルギー導入とエネルギーの地産地消による地域の CO2 排出量削減とレジリエンス強化の実現に向け、地域マイクログリッドの構築を視野に、当該地域に最も適した手法の検討を市と連携して行う。

### (1) 再生可能エネルギー導入等にかかる調査、検討

- ・ 新築予定の(仮称)市営若草住宅周辺地域の市保有施設等へ最大限の太陽光発電設備の導入を目標とし、導入可能容量等について調査を行い、地域マイクログリッドの構築や PPA モデルの活用等、当該地域に最適な導入方法について検討する。
- ・ 施設の選定を行うほか、蓄電システム、ガスコジェネ、V2H 放充電設備等といった需給調整設備、エネルギーマネジメント設備等の活用等も検討し、レジリエンス強化を含め最適な方法を検討する。
- ・ 導入手法の検討にあたっては、その時点で想定される国の補助金等を利用することを前提とした事業全体の費用対効果について検討する。

### (2) 国補助金等の利用

- ・ 本事業による調査、検討の推進にあたり、活用できる国の補助金等について調査を行い、令和 5 年度中に国等へ申請する際は、申請者若しくは共同申請者となる。

- (3) (仮称) 市営若草住宅建替事業の設計業務との連携
  - ・ 本事業による調査、検討の推進にあたっては、別途市が実施する(仮称)市営若草住宅建替事業の設計業務について、市及び PFI 事業者と随時協議を行い円滑に進めることとする。
- (4) 市からの提供データは別添仕様書のとおり

※本事業は地域マイクログリッド等の構築可能性について経済性も含めて検討を行うものであり、本事業の連携事業者が、設備導入等の実際の構築事業を受託することを保証するものではないが、改めて実施する構築事業者選定に参加することを妨げない。

#### 4 事業期間

協定締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

#### 5 参加資格

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、(仮称)市営若草住宅への再生可能エネルギー導入等検討事業を実施できる能力を有する法人等とする。団体の法人格は必ずしも必要ないが、個人が応募することはできない。

なお、複数の団体による共同での応募は認めないものとする。

また、次の要件をすべて満たさなければ応募することはできない。

- (1) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類を合わせて提出することができる者
  - ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
  - イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市との協議に柔軟に対応できる者
- (3) 国税、地方税等を完納している者
- (4) 次の事項に該当しないこと
  - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - イ 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
  - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者
  - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当・所属している場合または、次の事項に該当・所属する者がその経営に実質的に関与している場合
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
- (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- (カ) 破産者で復権を得ない者
- (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

## 6 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

## 7 スケジュール

以下のスケジュールに沿ってプロポーザル方式により事業者の選定手続きを行う。

項目	日程
募集要項の配布開始	令和5年2月3日(金)
参加表明書等の提出	令和5年2月3日(金)から2月24日(金)まで(午後5時30分必着)
質問票の提出	令和5年2月3日(金)から3月1日(水)まで(午後5時30分必着)
企画提案書等の提出	令和5年2月3日(金)から3月15日(水)まで(午後5時30分必着)
第1次選定(書類審査)	令和5年3月17日(金)までに実施
第2次選定(プレゼン審査)	令和5年3月22日(水)予定 ※別途通知する。
審査結果の通知	令和5年3月28日(火)
協定の締結	令和5年4月初旬

## 8 選定手続

- (1) 参加表明書等の提出

プロポーザルに応募を希望する場合は、以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

参加表明書（様式 1）

イ 提出期限 令和 5 年 2 月 24 日（金） 午後 5 時 30 分（必着）

ウ 提出方法 環境創造課に持参又は郵送

(2) 質問票の提出

本件に関する質問は、質問票（様式 2）に記載し、電子メールにて送付し、併せて電話連絡を行うこと。その際、件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」とすること。なお、応募に関する質問の受付は、参加表明書提出者に限る。

ア 提出期限 令和 5 年 3 月 1 日（水） 午後 5 時 30 分（必着）

イ 回答

質問の都度、質問者情報を伏せた形で、全ての参加表明者に対し電子メールで回答する。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の内容、提出先は次のとおりとする。

なお、提出書類のサイズは A 4 を原則とし、A 3 も可とする。

ア 提出書類

(ア) (仮称) 市営若草住宅への再生可能エネルギー導入等検討事業企画提案書（表紙）（様式 3）

(イ) 企画提案書（任意様式）

別表の「評価項目」を必ず確認し、この項目に記載のある内容については、必ず企画提案書で記載すること。

(ウ) 会社概要及び業務実績書（様式 4）

(エ) 法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市町村民税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）

イ 提出期限 令和 5 年 3 月 15 日（水） 午後 5 時 30 分必着

ウ 提出部数 各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

エ 提出方法 環境創造課に郵送または持参

## 9 選定方法及び審査基準について

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式で審査する。

応募事業者数が 5 者を超えた場合は、第 1 次選定として書類審査を実施する。また、応募事業者が 1 者のみであった場合でも、公募は成立することとし、審査基準を満たす場合は候補者とする。

審査経過については公表しないとともに、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 第 1 次選定（書類審査）

ア 実施予定日 令和 5 年 3 月 17 日（金）までに実施

イ 審査 提出された企画提案書等を書類審査し、上位 5 者を第 2 次選定の対象

とする。

ウ 結果通知 応募事業者全員に選定結果を電子メールにて通知する。

(3) 第2次選定(プレゼンテーション審査)

ア 実施予定日 令和5年3月22日(水)予定  
(日程及び集合時間については別途、通知する。)

イ 場所 尼崎市役所本庁舎中館8-2会議室(予定)

ウ 参加人数 1事業者につき3名まで

エ 説明方法

事業者ごとに提案内容について15分以内でのプレゼンテーションとし、15分程度の質疑応答を行う。

プレゼンテーションで使用する資料は提出された企画提案書の内容のみとし、追加提案や追加資料は認めない。

また、説明にあたっては紙資料または、PowerPointの利用を認める。PowerPointを利用する場合には、提案者はMicrosoft Office 2016 PowerPointで作動するファイルを作成し、USBに記録し、当日持参すること。

パソコン、プロジェクター、スクリーンは市で用意する。

オ 審査

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査し、合計点が最も高い事業者を候補者とする。なお、合計得点が最も高い事業者が2人以上ある場合は、評価項目のうち実績評価の合計得点が高い事業者を候補者とする。実績評価の合計得点においても差がつかずなお2人以上ある場合は、最終的に抽選により候補者を決定する。

カ 結果通知

第2次選定にて審査された事業者に、選定結果を書面及び電子メールにて通知する。

(4) 審査基準

以下の項目により採点する。なお、市内業者又は準市内業者、環境マネジメントシステムを導入事業者であれば一定の加点を行う。評価項目については別表のとおりとする。

ア 第1次選定(書類審査)

- ・事業実施者としての信頼性
- ・事業実施者の実績

イ 第2次選定(プレゼンテーション審査)

- ・事業実施者としての信頼性
- ・事業実施者の実績
- ・提案内容
- ・その他

## 10 辞 退

参加表明書の提出後の辞退については、令和5年3月15日(水) 午後5時30分までに、

辞退届(様式5)を提出すること。

## 1 1 協 定

選定された事業者は連携する内容について市と協議を行い、合意に至った場合、地域のCO2排出量削減とレジリエンス強化を目的とした(仮称)市営若草住宅への再生可能エネルギー導入等検討事業を、相互に連携・協力し取り組むことについて定めた協定を締結することとする。

(1) 次に掲げる事態が生じたときは、候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、相手方を決定する。

なお、選定基準を満たさなかった場合は対象外とする。

ア 候補者が協定の締結を辞退したとき

イ 協定締結時までに上記5の応募資格を欠いていることが判明したとき

ウ 協定締結時までに上記6の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 協定に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で協定に至らなかった場合

## 1 2 その他の留意事項

(1) 選考、審査の経緯に関する質問には一切応じない。

(2) 本市は郵便及び電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。

(3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。

(6) 提出された企画提案書の著作権は、提出した参加者に帰属する。

(7) 企画提案書等応募書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案件、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(8) 企画提案書等応募書類は、協定候補者の選定以外では提出した参加者に無断で使用しない。  
なお、選定に必要な範囲において複製することがある。

(9) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、尼崎市情報公開条例(平成16年条例第47号)に基づく情報公開請求の対象となる。選定されなかった事業者のものは原則非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(10) 提出期限以降における企画提案書等応募書類の差し替え及び再提出は認めない。

(11) 実績等については、日本国内の実績等をもって判断する。

(12) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(13) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(14) 本事業に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示し、または漏えいすること

を禁止する。なお、協定終了後においても同様とする。

(15) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとする。

### 13 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 参加表明書(様式1)
- (3) 質問票(様式2)
- (4) (仮称)市営若草住宅への再生可能エネルギー導入等検討事業企画提案書(表紙)(様式3)
- (5) 会社概要及び業務実績書(様式4)
- (6) 辞退届(様式5)

以 上



別表

大項目	評価項目
事業実施者の信頼性	① 事業者の経営状況は良好か
	② 事業者の保有技術者は適切か
事業実施者の実績評価	① PPA モデルを活用した事業実績があるか
	② 地域マイクログリッド構築等（複数の施設を活用した類似事業を含む）について検討や実装の事業実績があるか
	③ 国や地方公共団体と公共施設への再エネ導入の検討業務等同種の連携事業を行った実績があるか
	④ 国等の補助制度を利用して再エネ導入の検討業務等同種の事業を行った実績があるか
	⑤ 事業の種類によらず、尼崎市と連携事業を行った実績があるか
提案内容評価	① 当事業の目的を理解しているか、また、業務の実施にあたって誠意を持った対応が期待できるか
	② 地域での最大限の再生可能エネルギーの導入を検討する提案となっており、平時における電力の安定供給に関する内容が含まれた内容となっているか。 ※市がデータを提供した各施設の電力需要（必要に応じ、周辺施設（民間含む）について適当な電力需要量を想定して提案に含めることも可）から最適な再エネ導入量を算出し提案すること（OkW）
	③ 再生可能エネルギーの導入手法について、具体的な検討方法が示されており、複数の手法を検討する提案となっているか
	④ 対象施設への再生可能エネルギー関連設備（需給調整設備、EMS 等）の適正な設置及び運用について検討する提案となっているか
	⑤ 災害時（大規模停電等）の運用について検討する提案となっているか
	⑥ 経済性も含めた検討（コストの算出等）を行う提案となっているか
	⑦ 当事業を実施するにあたりスケジュールは適切か
	⑧ 別途尼崎市が実施する（仮称）市営若草住宅建替事業の設計業務について、市やPFI 事業者と連携することが提案されているか
	⑨ 提案内容全体から、本事業への参加の意欲が感じられるか
合 計 点    1 1 0 点	

※ 事業者が尼崎市内在業者である場合は、獲得した点数の合計に10%を、準市内事業者である場合は獲得した点数の合計に5%を加算する。

※ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを導入している事業者である場合は、獲得した点数の合計に5%を加算する。